

① 件名	石巻歯科医師会との災害時の歯科医療救護活動に関する協定締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災において、宮城県と宮城県歯科医師会が災害協定を締結していたことで、宮城県を通じた要請により歯科医療救護活動を実施した。</p> <p>【目的】 石巻歯科医師会と協定を締結し、災害発生時における歯科医療救護について、被災された方々に対し、より迅速な対応を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無】又は【個別計画との整合性】 地域防災計画（共通編） 第2章 災害事前対策 第10節 医療救護体制の整備 第1 医療救護体制の整備</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成28年12月 災害時における協定について石巻歯科医師会と打合せ（計3回） ～平成29年3月
⑤ 主な内容	<p>【協定内容】 石巻歯科医師会は市が設置する避難所等で以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科傷病者に対する応急措置及び必要な歯科医療 2 歯科医療機関への転送要否及び転送順位の決定 3 歯科巡回診療等の実施 4 口腔ケア及び口腔衛生指導等 <p>【協定締結期間】 平成29年5月18日～平成30年5月17日（1年毎に自動更新）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 災害時における歯科医療救護活動、口腔ケア及び口腔衛生指導の迅速化が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	平成19年3月30日 宮城県と宮城県歯科医師会が協定締結 平成27年4月1日 岩沼市と岩沼歯科医師会が協定締結 名取市と岩沼歯科医師会が協定締結
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	平成29年5月18日 災害時の歯科医療救護活動についての協定締結式
⑨ その他	平成22年10月1日 石巻市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」締結